

所得税・住民税

確定申告についてのお知らせ

確定申告は期限内に正しく行いましょう

平成二十一年分の確定申告が土
日祝日を除き、二月十六日（火）
から三月十五日（月）まで行われ
ます。次の事項をお読みいただき、
期間中に必ず申告していただきま
すようお願いいたします。期限内
に申告されない場合や誤った申告
の場合、不申告の場合などには加
算税や延滞税も納めなければなら
ないことがあります。

なお、下條村での申告日程等は二
月一日の全戸配布文書でお知らせ
いたしますので、ご確認ください。

確定申告をしなければ ならない方

- ◇事業所得、不動産所得などの合
計金額が、所得控除の合計金額
を超える方。
- ◇給与所得者で給与収入金額が二
千万円を超える方。
- ◇給与所得以外の所得が二十万円
を超える方は所得税の確定申告
が必要です。なお、二十万円以
下の方は住民税の申告が必要と
なります。

◇二方以上から給与を受けられ、
年末調整をされていない給与収
入がある方や、平成二十一年中
に退職し、その後就職していな
い場合などで年末調整されてい
ない給与がある方。

◇土地等の譲渡所得のある方。

◇年末調整で扶養の二重控除をさ
れた方（夫婦や親子で一人の子
どもをお互いに扶養控除した場
合など）や、三十八万円以上の
所得者を扶養控除の対象とされ
た方（給与所得者の場合は源泉
徴収票等でご確認ください）。

◇事業所や個人へ土地等の借地収
入がある方、また田や畑の小作
料収入がある方は不動産所得と
して申告する必要があります。

◇年末調整で受けなかった控除、
医療費控除や住宅借入金等特別
控除などの適用を受けられる方
は申告が必要です。

◇年金等の所得のみの方でも確定
申告が必要な場合がありますの
で、ご不明な方はお問い合わせ
ください。

青色申告の方は収支決算書
を、白色申告（収支計算）
の方は収支内訳書を添付

事業所得や不動産所得、農業所
得、山林所得のある方で確定申告
書を提出する方は、

◇青色申告の方は青色申告決算書
を添付してください。

◇白色申告（収支計算）の方は収
支内訳書を添付してください。

農業所得の申告

農業所得の確定申告は、全ての
方が「収支計算方式」で申告して
いただきます。

◇収支計算申告の方

農業用収支内訳書を使って収入
金額・必要経費、減価償却費等の
計算を行い申告していただきます。

◇全量家事消費されている方

「平成二十一年分農業所得の家
事消費に係る届け出」を提出され
た場合、所得金額を0円として取
り扱いますので、該当の方は届出
書の提出をお願いします。

確定申告時の 注意事項について

◇必要書類の持参をお願いします。

確定申告にお越しいただく際に、
必要書類をお忘れになる方がい
らっしゃいます。源泉徴収票や
各種証明書など申告に必要な書
類を今一度ご確認ください。確
定申告にお越し下さい。

◇収支の計算をしてください。

青色申告者と白色申告者の皆様
へは事前に収支の計算書をお送
りしていただきます。収支の計算がされ
ていませんとご本人の申告に時
間がかかるだけでなく、確定申告
でお待ちの方々にも大変迷
惑を掛けることとなりますので、
必ず計算を済ませてお越し下さ
い。

◇減価償却費の耐用年数が改正され
ました。

事業用資産の減価償却費の計算
基礎となる耐用年数が改正されま
したのでご確認ください。

確定申告についての お問い合わせは

○飯田税務署

（電話）〇二六五―二二一―一六五

○役場税務係

（電話）二七―二二二―